

2022年5月30日

各 位

会社名 石垣食品株式会社
代表者名 代表取締役会長 石垣裕義
(コード番号 2901 東証スタンダード)
問合せ先 経理総務部(電話 03-3263-4444)

定款一部変更 及び 公認会計士等異動 に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において2022年6月29日開催予定の第65期定時株主総会での承認を条件とした定款一部変更を決議、及び、本日開催の監査等委員会において金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う公認会計士等の異動を行うことを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更

(1) 変更の理由

事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加し、また、「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第 70 号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が 2022 年 9 月 1 日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 変更の内容

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は下記の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は下記の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。
(1) 食料品及びその他物品の輸出入及び販売並びに仲介	(1) 食料品、飲料及び酒類の販売並びに仲介
(2) 食料品の製造並びに委託加工 < 新 設 >	(2) 食料品、飲料及び酒類の製造並びに委託加工 (12) <u>インターネット等デジタルネットワークを利用した広告、マーケティング、プロモーション、パブリックリレーションズ活動の企画、運営販売及びコンサルティング</u>
(12) エネルギーに関する製品及びサービスの企画、開発、製造、販売、輸出入、リサイクル、資源の再利用及びそれらに関するコンサルティング < 新 設 >	(13) エネルギーに関する製品及びサービスの企画、開発、製造、販売、輸出入、リサイクル、資源の再利用及びそれらに関するコンサルティング (14) <u>M&Aに関する仲介、あっせん、コンサルティング及びアドバイザリー業務並びに投資事業</u>

現行定款	変更案
< 新 設 >	(15) 人材の育成、教育及び能力開発に関するコンサル ティング事業
< 新 設 >	(16) 人材の育成、教育及び能力開発に関するメディア の運営事業
< 新 設 >	(17) 人材の採用及び紹介に関する事業
< 新 設 >	(18) マーケティング及び営業に関するコンサルティン グ事業
< 新 設 >	(19) サプリメント、機能的表示食品、栄養機能食品及 び特定保健用食品の企画、製造及び販売
< 新 設 >	(20) 化粧品、医薬品、医薬部外品の製造及び販売
< 新 設 >	(21) 眼鏡、コンタクトレンズ、光学機器の研究開発、 製造、加工、修理、品質検査及び販売
< 新 設 >	(22) 美容、健康及び医療その他に関するマーケ ット・リサーチ及び情報提供サービス業
< 新 設 >	(23) 古物売買事業、古物競りあっせん業、及びインタ ーネットオークション事業
< 新 設 >	(24) 古物市場の運営及びオークションの主催
< 新 設 >	(25) 前各号に関する一切の商品の輸出入業務
(13) 前各号に附帯する事業	(26) 前各号に附帯する事業
< 新 設 >	2 当社は、前項各号及び前項各号に附帯する業務を 営むことができる。
< 新 設 >	
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし</u>	
<u>提供)</u>	
第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会	< 削 除 >
<u>参考書類、事業報告、計算書類および連結計</u>	
<u>算書類に記載または表示をすべき事項に係る</u>	
<u>情報を、法務省令に定めるところに従いイン</u>	
<u>ターネットを利用する方法で開示することに</u>	
<u>より、株主に対して提供したものとみなすこ</u>	
<u>とができる。</u>	
< 新 設 >	<u>(電子提供措置等)</u>
< 新 設 >	第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参
< 新 設 >	<u>考書類等の内容である情報について、電子提供措置</u>
< 新 設 >	<u>をとるものとする。</u>
2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令	2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令
で定めるものの全部または一部について、議決権の	で定めるものの全部または一部について、議決権の
基準日までに書面交付請求した株主に対して交付	基準日までに書面交付請求した株主に対して交付
する書面に記載しないことができる。	する書面に記載しないことができる。
< 新 設 >	<u>(附則)</u>
1. 変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインター	1. 変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインター
ネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第	ネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第
15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を	15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を
改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条た	改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条た
だし書きに規定する改正規定の施行の日である	だし書きに規定する改正規定の施行の日である
2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効	2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効
力を生ずるものとする。	力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の	2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の
日を株主総会の日とする株主総会については、変更	日を株主総会の日とする株主総会については、変更
前定款第15条はなお効力を有する。	前定款第15条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前	3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前
項の株主総会の日から3か月を経過した日のいづ	項の株主総会の日から3か月を経過した日のいづ
れか遅い日後にこれを削除する。	れか遅い日後にこれを削除する。

(3) 変更の日程

取締役会決議 2022年5月30日

株主総会決議 2022年6月29日(予定)

定款変更の効力発生日 2022年6月29日(予定)

2. 公認会計士等の異動

(1) 異動予定年月日

2022年6月29日(第65期定時株主総会開催予定日)

(2) 就退任する公認会計士等の概要

① 就任する公認会計士等の概要

名称	監査法人まほろば
所在地	東京都港区虎ノ門3丁目8番25号
業務執行社員の氏名	土屋洋泰、関根一彦
日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度における登録状況	登録されております。

② 退任する公認会計士等の概要

名称	仁智監査法人
所在地	東京都中央区日本橋小伝馬町6番11号
業務執行社員の氏名	内藤泰一、戸谷隆一郎

(3) (2)①に記載する者を公認会計士等の候補者とした理由

監査等委員会が監査法人まほろばを候補者とした理由は、同監査法人の規模、品質管理体制、独立性及び専門性等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

(4) 退任する公認会計士等の直近における就任年月日

2021年6月29日

(5) 退任する公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等

該当事項はありません。

(6) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である仁智監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了となること及び、2022年1月21日付で公認会計士・監査審査会より金融庁長官に対して同監査法人について公認会計士法第41条の2の規程に基づく勧告があったことを受けて、同監査法人を再任しないこととし、新たな会計監査人の選任するものであります。

(7) (6)の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

以上